

# 生駒市環境基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 件名

生駒市環境基本計画策定業務

### (2) 業務の目的

本市では、「生駒市環境基本条例」に基づき、平成21年3月に策定した「第2次生駒市環境基本計画」(以下「現計画」という。)が平成30年度に終了することから、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次期計画として「第3次生駒市環境基本計画」(以下「新計画」という。)の策定を平成29年度及び平成30年度において行います。

新計画の策定に当たっては、本市のまちづくりにおける課題解決に向けて環境基本計画が果たすべき役割と方向性を明らかにしていくため、社会経済情勢、国等の政策の動向や本市の環境関連施策に係る進捗と課題やニーズ等を把握し、必要なデータの収集・整理等の基礎調査を行います。

これを踏まえ、市民や関係団体など多様な主体の参画のもとで、本市の環境施策のあるべき姿と体系を整理し、基本目標を明確化するとともに、それを実現するための具体的施策を検討し、本市における今後の環境政策の基盤となる計画として取りまとめます。

### (3) 業務内容

- ① 新計画の策定に向けた基礎調査等
- ② 市民等の意見集約のための検討組織の運営支援
- ③ 新計画案の作成

### (4) 業務期間

契約締結日～平成31年3月31日

### (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 2. 業務に要する費用(予定価格)

7,711,200円(消費税及び地方消費税を含む)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とします。

## 3. 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

- ①市に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書(以下「入札参加資格」という。)を提出していること。

- ②公告の日から受託候補者特定の日までの間において、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④過去6年間（平成23年度から平成28年度）に、本市又は他市区（都道府県、町村は除く。）の環境基本計画又は環境分野のこれに類する計画の策定支援業務の受託実績（計画策定のための社会・世論調査業務のみは除く）があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。

#### 4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：平成29年6月2日（金）17時15分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。  
（電子メールアドレス）[eco-model@city.ikoma.lg.jp](mailto:eco-model@city.ikoma.lg.jp)  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：平成29年6月6日（火）
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

#### 5. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
  - ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部
    - ア 会社概要（様式3）
    - イ 技術者の概要（様式4）
    - ウ 業務実績調書（様式5）
    - エ 担当技術者調書（様式6）
    - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）
    - カ 再委託調書（様式8） ※再委託する場合のみ
    - キ 企画提案書（任意様式）※別紙「企画提案書等作成要領」を参照
    - ク 工程表（任意様式）
    - ケ 参考見積書（任意様式）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。
- (2) 作成要領  
別紙「企画提案書等作成要領」を参照
- (3) 提出期限等

- ①提出期限：平成29年6月19日（月）17時15分まで（必着）
- ②提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 環境モデル都市推進課（市役所2階22番）
- ③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

### ①審査（提出書類審査及びヒアリング）

提出書類及びヒアリングによる審査を行い、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下である場合は、第1次審査（書類審査）を省略し、第2次審査（ヒアリング等による最終審査）において提出書類及びヒアリングによる審査を実施できるものとします。

### ②審査結果の通知・公表

審査結果については、応募申込者全員に対し、書面で通知するとともに、結果の概要等について、応募申込者が特定されない方法により生駒市ホームページ上で公表します。

## 7. 配点

- |            |     |
|------------|-----|
| ・企画提案の内容   | 70点 |
| ・業務に係る実施体制 | 10点 |
| ・見積書       | 20点 |

## 8. 日程

公示	平成29年5月25日(木)
質問受付締切	平成29年6月 2日(金) 17時15分まで
質問回答	平成29年6月 6日(火) HPで掲載
企画提案書等受付締切	平成29年6月19日(月) 17時15分まで
第1次審査	平成29年6月下旬(予定)
第2次審査	平成29年7月上旬(予定)
結果通知	平成29年7月上旬(予定)
契約締結・業務開始	平成29年7月上旬

## 9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコ額が、「2.業務に要する費用（予定価格）」を超えたもの

## 10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

### 11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

### 12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 地域活力創生部 環境モデル都市推進課 担当：北里・竹田

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111 内線 376・377

メールアドレス：[eco-model@city.ikoma.lg.jp](mailto:eco-model@city.ikoma.lg.jp)